

令和8年4月1日

## 一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会代議員選挙に関する告示

一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会  
選挙管理委員会委員長 高田 亜矢

一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会定款及び代議員選挙細則に基づき、本会では、下記要領にて代議員の選挙を行います。

つきましては、本会の正会員の中で代議員に立候補しようとする者、又は候補者を推薦しようとする者は、本会所定の様式により下記の届出期間内に、鳥取県母子寡婦福祉連合会代議員選挙管理委員会（以下、「選挙管理委員会」）宛に届け出るようお願いいたします。

### 記

#### 1 被選挙人（代議員選挙立候補者）の資格

被選挙人の資格は、代議員選挙細則（被選任者）第2条による。

#### 2 代議員数

定款 第3章（代議員の選出）第5条による

東部2名、中部2名、西部2名

#### 3 代議員の任期

選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

#### 4 立候補（または候補者推薦）の届出

##### (1) 立候補受付期間

令和8年4月30日（木）から5月7日（木）までとする。

（※期間内必着のこと）

(2) 代議員選挙に立候補する者または候補者を推薦しようとする者は、本会所定の様式により、次に掲げる書類を受付期間内に選挙管理委員会まで郵送、または持参すること。

〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野1729-5

一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会 選挙管理委員会

（第1号様式）立候補届出書

（第2号様式）推せん届出書

（第3号様式）推せん承諾書

#### 5 立候補（または推薦）辞退の届出

##### (1) 立候補及び推薦辞退受付期間

令和8年5月1日（金）から5月8日（金）までとする。

（※期間内必着のこと）

(2) 立候補（または推薦）を辞退しようとする者は、本会所定の様式により、次に掲げる書類を受付期間内に選挙管理委員会まで郵送、または持参すること。

（第4号様式）立候補辞退届

（第5号様式）推せん辞退届

## 6 候補者の名簿公表・選挙告示

選挙管理委員会は、立候補届出書または推薦届出書を元に、立候補者名簿を作成し、本会ホームページへ掲載し、正会員に公表ならびに選挙告示を行う。

## 7 選挙日（投票及び開票）

令和8年6月7日（日）鳥取県立福祉人材研修センター

## 8 選挙結果の公表

- 選挙管理委員会は、選挙結果を開票後直ちに発表する。
- 当選者は選挙総会の閉会までに就任承諾書（第6号様式）を選挙管理委員会に提出する。

## 9 選挙管理委員長の選任及び事務を処理する場所

「鳥取県母子寡婦福祉連合会選挙管理委員会」

令和8年3月22日（日）、選挙管理委員の互選により委員長を選出した。

（委員長氏名）高田 亜矢

（所属）倉吉市母子寡婦福祉連合会

- 委員氏名及び所属

（委員氏名）河本 邦子

（所属）鳥取市連合母子会

- 委員氏名及び所属

（委員氏名）松村 絹子

（所属）東伯郡連合母子会

- 事務を処理する場所（問合せ先・送付先）

〒689-0201

鳥取県鳥取市伏野1729-5

一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会 選挙管理委員会

電話 0857-59-6344

FAX 0857-59-6340